

平成27年4月30日

九都県市同時発表
埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、横浜市、川崎市、
千葉市、さいたま市、相模原市

九都県市が連携し「個人住民税の特別徴収」の広報を展開

～トレインチャンネルを活用したPR～

九都県市では、給与所得に係る個人住民税について給与からの特別徴収（給与支払者である事業者が従業員等の給与から差し引きして納税すること）を徹底することとしています。

首都圏では、この特別徴収の対象となる事業者や納税者の皆様が都県域を越えて活動されていることから、九都県市が共同で、下記の期間において首都圏のJR主要路線電車内でトレインチャンネル（別添「画面イメージ」参照）を活用して、対象となる事業者や納税者の皆様に特別徴収制度の趣旨や特別徴収を徹底する取組について周知いたします。

記

《実施期間》

- ① 平成27年 5月11日（月）から平成27年 5月17日（日）
- ② 平成27年11月16日（月）から平成27年11月22日（日）
- ③ 平成28年 1月11日（月）から平成28年 1月17日（日）

《広報予定路線》

山手線、中央線快速、京浜東北線・根岸線、京葉線、埼京線、横浜線、南武線

※中央・総武線各駅停車、常磐線（一部車両で実施）

（問い合わせ先）

千葉県総務部税務課

電話：043-223-2148

千葉県総務部市町村課

電話：043-223-2131

トレインチャンネルによる広報画面イメージ

(画面①)



(画面②)



(画面③)



(画面④)

